

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目13番9号

**昭和電工株式会社**

取締役社長 市川 秀 夫

## 第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールB7
3. 会議の目的事項

- 報告事項 (1) 第105期(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第105期(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)の更新の件

#### 4. 招集にあたっての取締役会のその他決定事項

##### 議決権の重複行使

- ① 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- ② インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効といたします。

#### 5. 当日ご出席願えない場合の議決権行使の方法

##### (1) 書面(郵送)による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年3月26日(水曜日)までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネット等による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<http://www.it-soukai.com/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成26年3月26日(水曜日)午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、63頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当社は、株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の方は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.sdk.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## 添付書類

事業報告（平成25年1月1日から  
平成25年12月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、金融緩和や財政出動等の経済対策による株価上昇、円高の是正等が進展したことを受け、個人消費が持ち直すとともに、企業収益の改善もみられ、緩やかに回復しました。

石油化学業界は、年前半は中国における需要低迷の影響を受けたものの、年央以降、生産は緩やかな回復基調で推移しました。

電子部品・材料業界は、スマートフォン向け等の生産は増加しましたが、パソコン向けは厳しい生産調整が続きました。

このような情勢下、当社グループは、個性派化学をさらに進化させ、強力かつ多様な事業群をグローバル展開することにより、各市場におけるリーディングポジションの確立を目指す連結中期経営計画「PEGASUS（ペガサス）」のもと、積極的な事業競争力強化施策を推進してまいりました。

この結果、当期の連結営業成績につきましては、売上高は、主に石油化学部門の増収により8,480億71百万円と前期比14.6%の増収となりました。営業利益は、石油化学、アルミニウム、化学品の各部門で増益となりましたが、エレクトロニクス、無機の両部門が減益となり、259億53百万円と前期比7.7%の減益となりました。経常利益は、為替差益の計上等により234億88百万円と前期比0.2%の増益となり、当期純利益は、90億65百万円と前期比3.2%の減益となりました。

当期の主な部門別の概況は、以下のとおりであります。

## (石油化学部門)

オレフィン事業は、販売数量増加に加え、原料ナフサ価格の上昇により販売価格が上昇し増収となりました。

有機化学品事業は、酢酸ビニル、アリルアルコールの販売数量増加により増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、2,867億32百万円と前期比50.2%の増収となり、営業利益は、43億98百万円と前期比53億74百万円の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

## &lt;新製法による酢酸エチル生産設備の新設を決定&gt;

当社は、平成25年8月に、大分コンビナートにおいて、当社が開発した新製法であるエチレン付加法を用いた年間生産能力10万トンの酢酸エチル生産設備を新設することを決定いたしました。エチレン付加法は原料のエチレンに酢酸を直接付加する画期的な製法で、高品質の酢酸エチルを効率的に生産することが可能となります。新設備は平成26年6月より営業運転を開始する予定です。

酢酸エチルはインキ、塗料、電子材料、医薬品など幅広い用途で使用されており、今後も国内外で需要の増加が見込まれます。

## (化学品部門)

基礎化学品事業は、アクリロニトリルは市況が緩やかな上昇に転じ、合成ゴム「ショウブレン<sup>®</sup>」は、輸出が増加したことにより増収となりました。産業ガス事業は、水素等の販売数量減少により減収となりました。情報電子化学品事業は、輸出が増加したことにより増収となりました。機能性化学品事業は、小幅増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、1,306億56百万円と前期比2.6%の増収となり、営業利益は、主に基礎化学品事業の改善により25億59百万円と前期比34億34百万円の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

### <「エコアン<sup>®</sup>」の東北圏への拡販体制の再構築を決定>

当社は、東日本大震災で被災した福島県相馬港の液化アンモニア物流基地の再建を決定いたしました。物流基地を運営していた子会社「丸昭興業株式会社」を平成25年4月に吸収合併し、当社主体での事業運営とすることにより「エコアン<sup>®</sup>」のさらなる販売強化を図ってまいります。運営再開は平成26年3月末を予定しております。

当社の液化アンモニア「エコアン<sup>®</sup>」は、使用済みプラスチックを原料の一部に使用しており、大手電力会社からグリーン調達品として認定を受けるなど高い評価をいただいております。液化アンモニアは、合成繊維の製造や、火力発電所等で排ガス中の窒素酸化物除去に用いられ、特に火力発電の高稼働が予想されることから堅調な需要が見込まれております。

### <リチウムイオン電池負極用バインダーの量産を開始>

当社は、平成25年2月より、龍野事業所において、リチウムイオン電池の負極用水系バインダー「ポリゾール<sup>®</sup>LBシリーズ」の量産を開始いたしました。

バインダーは、集電板と活物質などを結びつける接着剤の役割を果たす材料で、当社の負極用水系バインダーは、溶剤系バインダーに比べ電池製造時の環境負荷が低いことに加え、優れた温度特性等により、電池の長寿命化、高容量化に寄与するキーマテリアルの一つとして注目されております。

### <ハイシリカゼオライトの生産設備新設を決定>

当社と米国UOP社との合弁会社「ユニオン昭和株式会社」は、平成25年7月に、ハイシリカゼオライトを当社の東長原事業所において生産することを決定いたしました。生産開始は平成26年内を予定しております。

ハイシリカゼオライトは、揮発性有機化合物の除去や脱臭に使用され、環境分野を中心に世界的に需要が拡大しております。国内拠点の新設により、特に伸びが見込まれる日本およびアジア地域への安定供給体制を確立するとともに、新規用途への対応力や技術サービス等を強化してまいります。

### (エレクトロニクス部門)

ハードディスク事業は、低調なパソコン需要の影響を受け販売数量が減少し減収となりました。電子機能材事業は、レアアース磁石合金は、顧客業界の厳しい在庫調整の影響を受け、また化合物半導体は、前期に実施した構造改革により窒化ガリウム系LED事業が連結対象外となったため、減収となりました。

この結果、当部門の売上高は、1,365億48百万円と前期比16.4%の減収となり、営業利益は、219億40百万円と前期比32.1%の減益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

#### <植物育成用LEDが採用された「川内高原農産物栽培工場」が竣工>

植物育成に最適な当社独自の赤色LED素子が採用された「川内高原農産物栽培工場」(福島県川内村)が、平成25年4月に竣工いたしました。当社は、国立大学法人山口大学農学部の執行(しぎょう)教授と共同開発した高速栽培法「Shigyofa™」を同工場に無償で提供しております。

同工場は、外気や病害虫等を遮断し、天候や気温に左右されずにリーフレタスなどの葉菜類を生産することが可能な完全閉鎖型植物工場で、蛍光灯を使用した栽培方法に比べ2倍以上の収穫が可能となっております。

#### <第7世代ハードディスクの量産を開始>

当社は、平成25年11月より、2.5インチサイズとしては世界最大(当社推定)の記録容量となる1枚あたり670ギガバイトの第7世代ハードディスクの量産を開始いたしました。

#### <一般産業用途向けジスプロシウムフリー磁石用合金の開発に成功>

当社は、ジスプロシウムを使用せずに従来品と同様の性能を持つ一般産業用途向けネオジム磁石用合金の開発に成功し、量産を開始いたしました。

ネオジム磁石は、高温下になるほど磁力が弱まるため、ジスプロシウムを添加することで、高温時の磁力低下を抑える必要がありました。しかしながらジスプロシウムは、資源量が限られるレアアースの中でも特に希少性が高く、産出地も偏在していることから、将来の原料確保が不安視されております。

当社は、ジスプロシウム添加量の削減が難しいハイブリッド車や電気自動車用モーター用途等向け磁石用合金の開発に、引き続き取り組んでまいります。

### (無機部門)

黒鉛電極事業は、欧州における鉄鋼需要の低迷や中国鉄鋼業界の過剰生産等の影響を受け、販売数量が減少し減収となりました。セラミックス事業は、電子材料分野向けを中心に販売数量が増加し増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、659億19百万円と前期比0.5%の増収となりましたが、営業損益は、黒鉛電極事業の販売数量減少等により、前期比37億92百万円の減益となる8億38百万円の損失となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

#### <「四川昭鋼炭素有限公司」を子会社化>

当社は、平成25年3月に、中国黒鉛電極メーカーである中鋼集団四川炭素有限公司の持分取得にかかる手続を完了し、「四川昭鋼炭素有限公司」(中国四川省)として子会社化いたしました。主として先進市場向けの拠点である日本と米国に加え、中国拠点では新興市場向け黒鉛電極の供給体制を整え、ハイエンドとポリウムゾーンの両市場に向けた二正面戦略を進めてまいります。

#### (アルミニウム部門)

アルミ圧延品事業は、電解コンデンサー用高純度箔は、顧客業界の在庫調整が第1四半期に終了し、販売数量が増加し増収となりました。アルミ機能部材事業は、主に「ショウティック®」が旺盛な海外の自動車生産を受け、販売数量が増加し増収となりました。また、アルミ缶事業は、前期並みの売上高となりました。「昭和電工アルミ販売株式会社」は、当期に、「昭光通商株式会社」の子会社とし、その他部門に移管したことにより、当部門は総じて減収となりました。

この結果、当部門の売上高は、903億83百万円と前期比2.0%の減収となりましたが、営業利益は、アルミ圧延品事業の回復等により58億45百万円と前期比269.6%の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

#### <電解コンデンサー用高純度箔事業の中国新生産拠点を竣工>

当社は、高純度箔事業強化のため、中国における新拠点として設立した子会社「昭和電工鋁業(南通)有限公司」(中国江蘇省)において、生産設備の建設を進めてまいりましたが、平成25年11月に竣工し、量産を開始いたしました。

電解コンデンサーは家電製品やIT機器、電気自動車など幅広い分野で使用され、今後の需要拡大が見込まれております。

新拠点では、堺事業所から供給する高純度箔地の最終加工までを行い、中国各地のユーザーへ高品質な高純度箔をタイムリーに提供してまいります。

#### <リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰 経済産業大臣賞を受賞>

当社グループが、これまで40年以上にわたり取り組んでまいりました全社員参加のアルミ缶リサイクル活動に高い評価をいただき、同賞を受賞いたしました。

アルミ缶リサイクル活動の収益金は、社会福祉協議会や歳末助け合い募金、障害者サークル等を通じて地域社会の福祉活動等に活用していただいております。

#### (その他部門)

リチウムイオン電池材料は、スマートフォン、タブレット用途向けの販売数量が増加し増収となりました。「昭光通商株式会社」は、主に海外関連事業が増収となったことに加え、「昭光通商(上海)有限公司」等を連結子会社としたため、増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、1,765億16百万円と前期比30.5%の増収となりましたが、営業損益は、リチウムイオン電池材料事業の固定費増等により、前期比7億15百万円の減益となる6億26百万円の損失となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

<リチウムイオン電池用包材生産能力の増強を決定>

子会社「昭和電工パッケージング株式会社」は、リチウムイオン電池用包材であるアルミラミネートフィルムの生産能力を、平成26年末までに平成22年比で3倍に増強することを決定いたしました。

樹脂フィルムとアルミ箔の複合材であるアルミラミネートフィルムを用いたパウチ型リチウムイオン電池は、金属製の円筒型リチウムイオン電池等と比べ、成形の自由度が高く、軽量であり、放熱性にも優れているため、需要が急拡大していくことが見込まれております。

その他、当社として当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

<パワー半導体用6インチSiCエピタキシャルウェハの販売を開始>

当社は、世界最大(当社推定)となる直径6インチのSiCエピタキシャルウェハの量産化技術を確認し、平成25年10月より販売を開始いたしました。また、4インチ品においても低欠陥化、均一性向上を進めた新グレード製品を開発いたしました。

大口径化と品質の向上によりパワー半導体のコストが低減され、データセンターのサーバー電源や地下鉄車両に加え、電気自動車用途向け等への採用が進むことが期待されております。

### 設備投資の状況

当社グループは、当期においてリチウムイオン電池用包材の生産能力増強工事を完了いたしました。

さらに、黒鉛電極生産能力増強工事、その他の設備増強、合理化、生産維持、環境保全等の工事を実施し、当期の設備投資総額は、444億円となりました。

### 資金調達の状況

当社グループは、金融機関からの借入金および商業・ペーパーの発行により資金調達を行いました。当期末有利子負債残高は、連結対象となった子会社が増加したこと等により、前期末に比べ114億円増加し、3,537億円となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済見通しにつきましては、経済対策の効果により、景気は緩やかに回復していくことが見込まれますが、第2四半期以降に消費税率引き上げによる個人消費等への影響に加え、新興国を中心とした海外経済の下振れ懸念、電力・原燃料価格の上昇等により、引き続き厳しい企業経営環境が予想されます。

一方、豊かさや持続性が調和する社会の実現に向け、「生活の利便性や快適性の向上」、「電子産業分野における一層の高度化」、「健康で安全な社会の実現に向けての地球温暖化対策・環境の保全」、「化石エネルギー依存度低下、省エネルギー推進」など、人類共通の諸課題に対応するための新技術の開発と事業化が強く求められております。

当社グループは、「グローバル市場で特徴ある存在感を持つ化学企業」の確立に向け、連結中期経営計画「PEGASUS(ペガサス)」の後半計画であるフェーズ

Ⅱを着実に推進してまいります。ハードディスクと黒鉛電極を両翼とする成長戦略に加え、アルミ缶、高純度アルミ箔、高純度ガス、機能性化学品の4事業を新たに「成長」事業と位置づけ、拡大するアジア市場において事業展開を加速させるとともに、国内事業の体質強化を図ってまいります。

当社グループは、社会的に有用で安全性に配慮した、先進・先端技術領域をリードする部材、素材、ソリューションをお客様に提供し、社会の健全な発展に貢献してまいります。また、安全の確保に万全を期すとともに、省資源、省エネルギーに努め、地球環境の保全に積極的に取り組んでまいります。

さらに、CSR(企業の社会的責任)を全ての事業活動の基本と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンスおよびリスク管理の強化を重要な経営課題と認識し、社会と市場において高い信頼と評価を得る企業グループの実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解をいただき、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第102期 平成22年	第103期 平成23年	第104期 平成24年	第105期 平成25年 (当期)
売 上 高 (百 万 円)	797,189	854,158	739,811	848,071
経 常 利 益 (百 万 円)	30,471	40,018	23,448	23,488
当 期 純 利 益 (百 万 円)	12,706	16,980	9,368	9,065
1株当たり 当期純利益 (円)	8.49	11.35	6.26	6.06
純 資 産 (百 万 円)	284,965	295,745	314,966	345,811
総 資 産 (百 万 円)	924,484	941,303	933,162	985,771

(注) 上記の売上高、経常利益、当期純利益、純資産および総資産の金額は、百万円未満を四捨五入により表示しております。

## (4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
昭光通商株式会社	百万円 8,022	% 44.04 (0.01)	各種化学品、軽金属等の販売および不動産業
鶴崎共同動力株式会社	百万円 2,985	% 40.50	大分石油化学コンビナートにおける蒸気、電力、用水の供給および排水、廃棄物処理
昭和アルミニウム缶株式会社	百万円 2,160	% 100.00	飲料用缶の製造
昭和電工ガスプロダクツ株式会社	百万円 2,079	% 100.00	液化炭酸ガス、ドライアイス、産業ガス、ガス関連機器等の製造販売
昭和電工パッケージング株式会社	百万円 1,700	% 100.00	食品、エレクトロニクス分野向け包装材料等の製造販売
昭和電工HD山形株式会社	百万円 450	% 100.00	ハードディスクの製造販売
昭和電工(大連)有限公司	百万円 1,000	% 100.00	レーザービームプリンター用アルミニウムシリンダーの製造販売
昭和電工カーボン・インコーポレーテッド	千米ドル 50,000	% 100.00	黒鉛電極の製造販売
P.T.ショウワ・エステリンド・インドネシア	千米ドル 24,400	% 66.98	酢酸エチルの製造販売
昭和電工HDトレース・コーポレーション	千NTドル 4,641,193	% 99.41	ハードディスクの製造販売
昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド	千シンガポールドル 112,900	% 100.00	ハードディスクの製造販売
四川昭鋼炭素有限公司	千中国元 350,000	% 67.00	黒鉛電極の製造販売
昭和電工HDマレーシアSDN.BHD.	千リンギット 123,996	% 100.00	ハードディスク用アルミニウム基板の製造販売

- (注) 1. 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権の比率を内数で示しております。
2. 四川昭鋼炭素有限公司は、平成25年3月18日に当社が持分取得手続を完了したことにより、重要な子会社となったため、新たに記載いたしました。
3. 連結子会社は42社、持分法適用会社は15社であります。

## (5) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
石油化学部門	オレフィン、有機化学品
化学品部門	機能性高分子材料、産業ガス、基礎化学品、情報電子化学品
エレクトロニクス部門	ハードディスク、化合物半導体、レアアース磁石合金
無機部門	黒鉛電極、セラミックス、ファインセラミックス
アルミニウム部門	電解コンデンサー用高純度箔、レーザービームプリンター用アルミニウムシリンダー、押出品、鍛造品、熱交換器、飲料用缶
その他部門	リチウムイオン電池材料、建材、卸売

## (6) 主要な営業所および事業所

### ① 当社

営業所	本社(東京都)、大阪支店(大阪市)、名古屋支店(名古屋市)、福岡支店(福岡市)
事業所	大分コンビナート(大分県)、川崎事業所(川崎市)、東長原事業所(福島県)、徳山事業所(山口県)、伊勢崎事業所(群馬県)、龍野事業所(兵庫県)、横浜事業所(横浜市)、塩尻事業所(長野県)、秩父事業所(埼玉県)、大町事業所(長野県)、小山事業所(栃木県)、喜多方事業所(福島県)、堺事業所(堺市)、千葉事業所(千葉県)、彦根事業所(滋賀県)、事業開発センター(千葉市、川崎市)

### ② 重要な子会社

国内	昭光通商株式会社(東京都、大阪市、名古屋市、福岡市、仙台市)、鶴崎共同動力株式会社(大分県)、昭和アルミニウム缶株式会社(東京都、栃木県、滋賀県、福岡県)、昭和電工ガスプロダクツ株式会社(川崎市、三重県)、昭和電工パッケージング株式会社(神奈川県、滋賀県)、昭和電工HD山形株式会社(山形県)
海外	昭和電工(大連)有限公司(中国)、昭和電工カーボン・インコーポレーテッド(米国)、P.T.ショウワ・エステリンド・インドネシア(インドネシア)、昭和電工HDトレース・コーポレーション(台湾)、昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール)、四川昭鋼炭素有限公司(中国)、昭和電工HDマレーシアSD N.B.HD.(マレーシア)

## (7) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減数
国 内	5,905名	103名増加
海 外	4,329名	241名増加
合 計	10,234名	344名増加

- (注) 1. 当社の従業員数は3,918名(前期末比34名減少)であります。ただし出向者1,343名を含みません。  
 2. 当社グループの事業部門ごとの従業員数は次のとおりであります。

事 業 部 門	従 業 員 数
石 油 化 学 部 門	547名
化 学 品 部 門	1,576名
エレクトロニクス部門	3,641名
無 機 部 門	1,269名
ア ル ミ ニ ウ ム 部 門	1,591名
そ の 他 部 門	1,610名

(注) 全社共通部門の従業員数についてはその他部門に含めて表示しております。

## (8) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほ銀行	55,028
農林中央金庫	29,855
株式会社三菱東京UFJ銀行	24,072
みずほ信託銀行株式会社	22,963
三菱UFJ信託銀行株式会社	20,018

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 3,300,000,000株  
発行済株式の総数 1,496,573,198株  
(自己株式 539,728株を除く。)

(2) 株主数 99,786名

(3) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	84,285	5.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	56,329	3.76
富国生命保険相互会社	55,168	3.69
株式会社損害保険ジャパン	36,868	2.46
第一生命保険株式会社	36,000	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	27,407	1.83
明治安田生命保険相互会社	26,447	1.77
昭和電工従業員持株会	24,781	1.66
日本生命保険相互会社	23,298	1.56
株式会社みずほ銀行	20,000	1.34

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

現に発行している新株予約権

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に付された  
新株予約権

発行決議の日 平成21年9月29日

新株予約権の数 240個

目的となる株式の種類および数 普通株式 82,474,226株

新株予約権の発行価額 無償

権利行使時の1株当たりの転換価額 当初291円

権利行使期間 平成21年10月15日から平成26年10月21日まで

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
高橋 恭平	代表取締役会長	一般社団法人日本化学工業協会会長
市川 秀夫	代表取締役社長 最高経営責任者 (CEO)	
鯉沼 晃	取締役執行役員 生産技術部、エネルギー・電力部、 SPS改革推進部、CSR部管掌 最高技術責任者 (CTO)	
酒井 仁和	取締役執行役員 財務・経理部、情報システム部管掌 最高財務責任者 (CFO)	
福田 俊司	取締役執行役員 産業ガス事業部、基礎化学品事業部、 戦略企画部管掌	昭和電工管理(上海)有限公司董事長 ユニオン・ヘリウム株式会社 取締役社長
岩崎 廣和	取締役執行役員 事業所管	
天野 賢	取締役執行役員 内部監査部、法務・知的財産部、 総務・人事部、購買・SCM部管掌 最高リスク管理責任者 (CRO)	
秋山 智史	取締役	富国生命保険相互会社取締役会長
森田 章義	取締役	
野村 一郎	常勤監査役	
坂本 明	常勤監査役	
手塚 裕之	監査役	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
小原 之夫	監査役	
齋藤 聖美	監査役	ジェイ・ボンド東短証券株式会社 取締役社長 東短インフォメーションテクノロ ジー株式会社取締役社長

(注) 1. 当社は、執行役員制度を採用しております。平成26年1月6日をもって、本年度の執行役員を選任し、市川秀夫氏は社長執行役員を、鯉沼晃氏は常務執行役員を、福田俊司、天野賢の両氏は執行役員をそれぞれ兼任いたしております。

2. 平成25年3月27日開催の第104回定時株主総会において、天野賢氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 当期中に退任した役員は次のとおりであります。(役名は退任時)  
取締役 村田安通(平成25年3月27日退任)
4. 取締役秋山智史、森田章義の両氏は社外取締役であります。
5. 取締役秋山智史氏の兼職先である富国生命保険相互会社は、当社株式の3.69%を所有しております。また、当社は、同社との間に、資金の借入等の取引関係があります。
6. 監査役手塚裕之、小原之夫、齋藤聖美の各氏は社外監査役であります。
7. 監査役手塚裕之氏の兼職先である西村あさひ法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
8. 監査役齋藤聖美氏の戸籍上の氏名は武井聖美であります。
9. 監査役齋藤聖美氏の兼職先であるジェイ・ボンド東短証券株式会社および東短インフォメーションテクノロジー株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
10. 常勤監査役野村一郎氏は、当社グループの経営戦略および予算の編成等を所管する経営企画部門に長年携わるとともに、経理、財務部門を統括する最高財務責任者(CFO)を務め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、取締役秋山智史、森田章義の両氏、および監査役手塚裕之、小原之夫、齋藤聖美の各氏を一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役10名 282百万円 (うち社外2名 25百万円)  
 監査役5名 84百万円 (うち社外3名 31百万円)

- (注) 1. 上記支給額には、当期中に退任した取締役1名に支給した報酬等が含まれております。  
 2. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額の総額は2百万円であり、上記支給額には含まれておりません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 活動状況、兼任状況等

#### (7) 取締役 秋山智史氏

##### <活動状況>

秋山智史氏は当期に開催された取締役会全14回中13回出席いたしました。生命保険会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識に基づき、適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行っております。

##### <他の法人等の社外役員との兼任状況>

秋山智史氏は富士急行株式会社、株式会社帝国ホテル、株式会社東京ドームおよび日清紡ホールディングス株式会社の社外取締役を兼任いたしております。

#### (1) 取締役 森田章義氏

##### <活動状況>

森田章義氏は当期に開催された取締役会全14回中14回出席いたしました。自動車および特殊鋼製造会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識に基づき、適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行っております。

##### <他の法人等の社外役員との兼任状況>

森田章義氏は株式会社マキタの社外取締役および豊田メタル株式会社の社外監査役を兼任いたしております。

## (ウ) 監査役 手塚裕之氏

## &lt;活動状況&gt;

手塚裕之氏は当期に開催された取締役会全14回中13回、監査役会全13回中13回出席いたしました。国際経験豊かな弁護士としての経験、企業法務に関する豊富な見識に基づき、適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行っております。

## &lt;他の法人等の社外役員との兼任状況&gt;

手塚裕之氏はMS & ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社の社外監査役を兼任いたしております。

## (エ) 監査役 小原之夫氏

## &lt;活動状況&gt;

小原之夫氏は当期に開催された取締役会全14回中13回、監査役会全13回中13回出席いたしました。金融機関の経営に長年携わるとともに、コンサルタント事業会社の経営に携わり、その幅広い経験と見識に基づき、適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行っております。

## &lt;他の法人等の社外役員との兼任状況&gt;

小原之夫氏は日本精工株式会社の社外取締役を兼任いたしております。

## (オ) 監査役 齋藤聖美氏

## &lt;活動状況&gt;

齋藤聖美氏は当期に開催された取締役会全14回中14回、監査役会全13回中13回出席いたしました。経営コンサルティング会社、債券電子取引専門の証券会社の起業・経営に携わった経験と見識に基づき、適宜、当社の業務執行について適正性確保の観点から発言を行っております。

## &lt;他の法人等の社外役員との兼任状況&gt;

齋藤聖美氏は株式会社東芝の社外取締役を兼任いたしております。

## ② 責任限定契約の概要

定款の定めに基づき、当社は、社外役員全員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

## (2) 会計監査人の報酬等の額

## ① 会計監査人としての報酬等の額

78百万円

## ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

168百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社の重要な子会社のうち、昭和電工(大連)有限公司、昭和電工HDトレース・コーポレーション、昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド、四川昭鋼炭素有限公司、昭和電工HDマレーシアSDN.BHD.の5社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「デューデリジェンスに関する業務」ほかを委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断される場合、取締役会は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、全社的な推進基盤として、社長が議長を務めるCSR会議の下に、人権・企業倫理推進会議を設置するとともに、「私たちの行動規範」を制定しています。期初に企業倫理月間を設け、全社でコンプライアンスの再確認を実施するとともに、継続的に行うスタッフ部門による研修や事業部門およびスタッフ部門のコンプライアンス推進体制を通じ、そのさらなる浸透を図ります。

違反行為については、再発防止の措置と適正な処分を行うとともに、組織業績等の評価へ反映させます。また、内部牽制制度や社内外のルートによる内部通報制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制について、適切な整備・運用を行います。

「私たちの行動規範」に則り、反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。また、不当要求には一切応じません。そのために、最高リスク管理責任者(CRO)および不当要求防止責任者のもと、全社の統括部署である総務・人事部および事業場、関係会社の総務担当部門において情報収集を行い、全社への関連情報および対応要領等の共有化、研修、ならびに社内への周知徹底等を行います。

具体的事案については、警察当局および外部の専門機関等と連携のうえ、毅然とした対処を行います。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会および経営会議等の議事録、決裁書等職務の執行に係る情報を、資料管理規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティ規程および個人情報管理規程等の社内規程により取り扱い、保存、管理します。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社に係る重要事項について、週次で行われる経営会議において構成メンバーによる多面的な検討を行い、特に投資案件は、戦略性、リスク管理、進捗・成果管理の観点から重点的に審議を行います。また、事業部門およびスタッフ部門において、その有するリスクの分析・評価を行い、リスク管理に取り組みます。

C S R 会議の下に、C R O を議長とするリスクマネジメント推進会議を設置し、リスク管理に係る基本方針を定め、全社リスクの定期的な集約・評価を行い、全社に影響を及ぼす危険度の高いリスクについての施策を立案し、事業部門およびスタッフ部門の実施状況の確認を行います。

一方、環境保全、労働安全、保安防災、化学物質、品質、知的財産、公正取引、輸出管理および契約等に係る個別リスクは、スタッフ部門で社内規程の制定およびマニュアルの作成・研修等を行うとともに、事前審査や決裁制度を通じてリスクの管理を行います。事故・災害等の危機発生時の対応は、非常対策本部の設置をはじめとして緊急事態措置要領等の社内規程に基づき行います。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするために執行役員制度を導入し、社長と管掌執行役員により構成されるトップマネジメントにより、経営の意思決定の迅速化と活性化を図ります。

経営の目指す方向をグループ経営理念、中期経営計画、グループ経営方針で定め、全社および事業部門、スタッフ部門の年度の課題および目標値を、年間実行計画(予算)として設定し、これに基づく業績管理を行います。

経営組織規程により業務分掌・職務権限を明確化するとともに、事業部および事業所が個々の事業の特性に応じた機動的な意思決定を行い、広範な業務を適正かつ効率的に行います。

#### (5) 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスの強化をグループとして推進し、「私たちの行動規範」により、その浸透を図ります。また、内部通報制度の運用についても、グループ全体として行います。

経営理念、中期経営計画、年度経営方針、年間実行計画(予算)は、関係会社の経営の自主性を尊重しつつグループとして策定するとともに、業務報告等はグループ経営規程に基づき行います。

監査役および各内部監査部門は、必要に応じ関係会社を対象に、監査や診断等を実施します。また、監査役は、主要な関係会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図ります。

- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社は、監査役の職務を補助するために専任の監査役付スタッフを配置し、その人事異動や評価等は、あらかじめ監査役と協議し、その承認のうえで行います。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社は、監査役が取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等の重要な出席会議での付議事項の説明、決裁書・月次決算資料および内部監査報告書等職務の執行に関する重要な文書の供覧、社内関係部署の必要な説明等により、監査役に定常的に報告を行います。  
また、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。なお、内部通報制度の運用状況と通報内容は、監査役への報告事項とします。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、監査役が期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準により行われる監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行います。  
社長は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査環境の整備等の意見交換のために、監査役との定期会合を月次で実施します。  
内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査役との連携を図ります。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の株主は市場における当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

したがって、特定の者による当社株式の大規模買付行為に関する提案がなされた場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、十分な情報をもとに、熟慮に必要な十分な時間を与えられたうえで、当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、グループ経営理念「社会的に有用かつ安全でお客様の期待に応える製品・サービスの提供により、企業価値を高め、株主にご満足いただくと共に、国際社会の一員としての責任を果たし、その健全な発展に貢献します。」のもと、連結中期経営計画を完遂することを通して豊かさや持続性の調和した社会の創造に貢献する「社会貢献企業」の実現と企業価値ひいては株主共同の利益の持続的向上に努めてまいります。

さらに、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築き上げていくために、コーポレート・ガバナンスの強化、レスポンシブル・ケアの徹底および社会との関わり方の深化を経営の重要課題として掲げ、経営の公正性、透明性の向上、意思決定および業務執行の実効性、迅速性の確保、コンプライアンスとリスク管理の強化、情報開示の強化、製品の全ライフサイクルにおける環境、安全、健康、品質の確保、地域との対話等のCSR経営に取り組んでおります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

#### ① 本対応方針の発動に係る手続の設定

本対応方針は、当社株式等について、20%以上となる買付けを行うこと等を希望する者(以下、「当該買付者」といいます。)が出現した場合に、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれないために次の手続を定めております。

- (ア) 事前に当該買付者および当該買付けに関する情報の提供を求めること
- (イ) 情報収集、検討等を行う期間を確保すること
- (ウ) 当該買付者が手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、一定の対抗措置をとること

#### ② 対抗措置の内容

当社が当該買付者以外の全株主に対して新株予約権を無償割当てするほか、法令または定款が認める措置を行うことができます。

#### ③ 本対応方針の有効期間

有効期間は、平成25年12月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

(注) 有効期間満了にあたり、当社は、本対応方針を更新することとし、平成26年2月13日開催の取締役会において、第4号議案として本総会に付議することを決議いたしております。詳細につきましては、45頁から62頁をご参照ください。

### (4) 本対応方針に対する判断およびその理由

以下の理由から、本対応方針は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ① 「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しているとともに、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっていること
- ② 一定の場合に、対抗措置発動の是非について、株主意思確認総会を開催することとしていること
- ③ 有効期間中であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能であり、また、当社取締役の選任を通じて当該買付者を含めた株主の皆様のご意向を示していただくことが可能であること
- ④ 取締役の任期に期差任期制を採用していないこと
- ⑤ 当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会の客観的な判断を最大限に尊重して対抗措置の発動・不発動を決定すること
- ⑥ 当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること

# 連結貸借対照表 (平成25年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	374,599	流動負債	346,945
現金及び預金	68,250	支払手形及び買掛金	124,194
受取手形及び売掛金	156,090	短期借入金	78,182
商品及び製品	53,203	1年内返済予定の長期借入金	41,694
仕掛品	16,331	コマーシャル・ペーパー	18,000
原材料及び貯蔵品	50,622	未払金	53,990
繰延税金資産	4,810	修繕引当金	3,512
その他	25,548	賞与引当金	2,251
貸倒引当金	△256	事業構造改善引当金	296
		新潟水俣病関連引当金	149
		その他	24,677
固定資産	611,172	固定負債	293,016
有形固定資産	494,087	社債	30,000
建物及び構築物	85,470	長期借入金	185,811
機械装置及び運搬具	111,627	繰延税金負債	3,305
工具、器具及び備品	6,709	再評価に係る繰延税金負債	39,849
土地	254,593	退職給付引当金	20,310
建設仮勘定	35,688	修繕引当金	43
無形固定資産	10,960	その他	13,698
投資その他の資産	106,125		
投資有価証券	78,688	負債合計	639,961
繰延税金資産	15,889		
その他	12,080	<b>(純資産の部)</b>	
貸倒引当金	△531	株主資本	261,050
		資本金	140,564
		資本剰余金	62,221
		利益剰余金	58,414
		自己株式	△149
		その他の包括利益累計額	40,161
		その他有価証券評価差額金	5,850
		繰延ヘッジ損益	105
		土地再評価差額金	27,923
		為替換算調整勘定	6,284
		少数株主持分	44,599
		純資産合計	345,811
資産合計	985,771	負債純資産合計	985,771

# 連結損益計算書 (平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		848,071
売 上 原 価		739,017
売 上 総 利 益		109,054
販売費及び一般管理費		83,101
営 業 利 益		25,953
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,300	
雑 収 入	5,420	6,720
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 出	4,126	
雑 支 出	5,059	9,185
経 常 利 益		23,488
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	5,143	
契約解除補償金	756	
その他の	371	6,269
特 別 損 失		
固定資産除売却損失	1,459	
減 損 損 失	1,357	
関 連 事 業 損 失	1,270	
その他の	1,638	5,724
税金等調整前当期純利益		24,033
法人税、住民税及び事業税	3,519	
法 人 税 等 調 整 額	10,241	13,760
少数株主損益調整前当期純利益		10,274
少 数 株 主 利 益		1,209
当 期 純 利 益		9,065

# 連結株主資本等変動計算書 (平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	140,564	62,222	53,172	△145	255,812
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△4,490		△4,490
当 期 純 利 益			9,065		9,065
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		△0		1	1
連結子会社の増加に伴う増加			576		576
土地再評価差額金の取崩			103		103
そ の 他			△11		△11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	5,242	△4	5,238
当 期 末 残 高	140,564	62,221	58,414	△149	261,050

	その他の包括利益累計額					少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	924	△305	28,025	△11,722	16,922	42,232	314,966
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△4,490
当 期 純 利 益							9,065
自己株式の取得							△5
自己株式の処分							1
連結子会社の増加に伴う増加							576
土地再評価差額金の取崩							103
そ の 他							△11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	4,926	410	△103	18,006	23,239	2,368	25,607
連結会計年度中の変動額合計	4,926	410	△103	18,006	23,239	2,368	30,844
当 期 末 残 高	5,850	105	27,923	6,284	40,161	44,599	345,811

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 42社

主要な連結子会社の名称

昭光通商株式会社

鶴崎共同動力株式会社

昭和アルミニウム缶株式会社

昭和電工ガスプロダクツ株式会社

昭和電工パッケージング株式会社

昭和電工HD山形株式会社

昭和電工(大連)有限公司

昭和電工カーボン・インコーポレーテッド

P.T.ショウワ・エステリンド・インドネシア

昭和電工HDトレース・コーポレーション

昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド

四川昭鋼炭素有限公司

昭和電工HDマレーシアSDN.BHD.

新たに持分を取得した四川昭鋼炭素有限公司並びに前連結会計年度まで持分法非適用の非連結子会社であった韓国昭和化学品株式会社、名古屋研磨材工業株式会社及び昭光通商(上海)有限公司を重要性の観点から、当連結会計年度より連結の範囲に含めた。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

ハイパック株式会社等53社の非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外した。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 15社

持分法を適用した非連結子会社の数 1社 ハイパック株式会社

持分法を適用しない関連会社の数 14社 日本ポリエチレン株式会社ほか

当連結会計年度中に非連結子会社でなくなった昭和パーツ株式会社、並びに関連会社でなくなったテクノ・ナミケン株式会社、三洋昭和パネルシステム株式会社及びサミット昭和アルミ株式会社を持分法の適用範囲から除外した。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 102社

持分法を適用しない非連結子会社の数 52社 信州昭和株式会社ほか

持分法を適用しない関連会社の数 50社 株式会社ジー・イーテクノスほか

(3) 持分法を適用しない理由

上記の非連結子会社及び関連会社については、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外した。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

P.T.ショウワ・エステリンド・インドネシア等2社の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価法

- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 主として総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (3) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
- (4) 減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定額法  
(リース資産を除く)
- ② 無形固定資産 定額法  
(リース資産を除く)
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき5年の定額法による。リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用している。なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。
- (5) 繰延資産の処理方法 開発費については、支出時に全額を費用として処理している。
- (6) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- ② 修繕引当金 製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度末までに負担すべき金額を計上している。
- ③ 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上している。
- ④ 事業構造改善引当金 当社及び一部の連結子会社の構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上している。
- ⑤ 新潟水俣病関連引当金 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に定める一時金の支出等に備えるため、その支出見込額を計上している。
- ⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
- 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として12年)による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として12年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項 消費税等の会計処理の方法 税抜方式によっている。
- (8) 連結納税制度の適用 当社及び一部の国内子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用している。
5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
のれん及び負ののれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたり均等償却している。

(会計方針の変更に関する注記)

減価償却方法の変更

当社及び連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定額法を採用する一方、一部の有形固定資産については定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

この変更は、連結中期経営計画「PEGASUS(ペガサス)」を進め、事業再編及び事業構造の見直しを行うことにより、より安定した事業基盤が整備される中、新固定資産システムの導入を契機に減価償却方法を検討した結果、生産設備全般につき耐用年数にわたり均等に費用配分を行うことが当社グループの企業活動の実態をより適切に反映できると共に、経営管理の精度を高めることができると判断したためである。

これにより、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の減価償却費は2,035百万円減少し、営業利益は1,868百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、1,876百万円増加している。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	有形固定資産	151,511百万円
	※投資有価証券	3,019百万円
担保に係る債務の金額	支払手形及び買掛金	154百万円
	長期借入金	102百万円
	(含1年以内返済予定額)	
	※関連会社の金融機関からの借入金2,880百万円に対する担保提供資産を含んでいる。	
2. 有形固定資産の減価償却累計額		782,586百万円
3. 保証債務	関係会社等の借入金等 に対する保証債務	6,898百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
     普通株式 1,497,112,926株

2. 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,490	3	平成24年 12月31日	平成25年 3月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,490	3	平成25年 12月31日	平成26年 3月28日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 82,474,226株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な長期資金については主に設備投資計画等に基づき銀行借入、社債の発行等によって調達すると共に、短期的な運転資金を銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行等により調達している。一時的な余資については、利回りが確定しており、かつ元本割れの可能性が極めて少ない金融商品に限定して運用することとしている。デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わないこととしている。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、輸出取引等により発生する外貨建ての債権は、為替レートの変動リスクに晒されているが、為替リスクの管理について定めた社内規程に基づき、為替予約取引及び通貨オプション取引を利用することでヘッジしている。有価証券及び投資有価証券は主に取引先企業等との関係の維持・強化のために保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日である。また、原料等の輸入に伴う外貨建ての債務は、為替レートの変動リスクに晒されているが、為替リスクの管理について定めた社内規程に基づき為替予約取引を利用することでヘッジしている。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーについては、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金及び社債については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものである。長期借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されているが、大部分は金利スワップ取引を利用することによりリスクをヘッジしている。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務及び外貨建資金調達取引に係る為替相場の変動リスクのヘッジを目的とした為替予約取引、通貨オプション取引及び通貨スワップ取引、金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引、商品の売買契約に対する市況変動リスクのヘッジを目的としたアルミ地金の先渡取引である。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	68,250	68,250	—
(2) 受取手形及び売掛金	156,090	156,090	—
(3) 投資有価証券	44,399	44,399	—
(4) 支払手形及び買掛金	(124,194)	(124,194)	—
(5) 短期借入金	(78,182)	(78,182)	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	(41,694)	(41,833)	139
(7) コマーシャル・ペーパー	(18,000)	(18,000)	—
(8) 未払金	(53,990)	(53,990)	—
(9) 社債	(30,000)	(30,243)	243
(10) 長期借入金	(185,811)	(186,794)	983
(11) デリバティブ取引	(115)	(115)	—

(\*) 負債で計上されているものについては、( )で示している。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

##### (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格等によっている。

##### (4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、(7)コマーシャル・ペーパー、並びに(8)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 1年内返済予定の長期借入金、及び(10)長期借入金

これらの時価については、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされ(下記(11)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元金金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

(9) 社債

これらの時価については、市場価格によっている。

(11) デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっている。為替予約取引の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載している。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。(上記(6)、(10)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	34,289

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めていない。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	201円27銭
1 株当たり当期純利益	6円06銭

(その他の注記)

1. 決算期末日満期手形の会計処理

当連結会計年度末日は銀行休業日であったが、同日満期となる手形については、決済が行われたものとして処理している。当連結会計年度末日満期手形は次のとおりである。

受取手形	709百万円
支払手形	614百万円

2. 手形債権の流動化

当社及び一部の連結子会社は、手形債権の流動化を行っている。このため、受取手形は13,070百万円減少し、資金化していない部分3,153百万円は流動資産の「その他」に計上している。

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当社及び一部の連結子会社は事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価額による方法

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額) 73,152百万円

4. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示している。

# 貸借対照表 (平成25年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	242,027	流動負債	290,562
現金及び預金	22,412	買掛金	82,475
受取手形	2,821	短期借入金	54,000
売掛金	105,411	1年内返済予定の長期借入金	40,185
商品及び製品	35,990	コマーシャル・ペーパー	15,000
仕掛品	6,284	1年内償還予定の新株予約権付社債	24,000
原材料及び貯蔵品	34,414	未払金	48,983
前払費用	548	未払費用	2,612
繰延税金資産	1,929	未払法人税等	385
短期貸付金	3,434	前受り金	1,191
未収金	10,755	預り金	12,264
その他金	11,991	修繕引当金	3,236
貸倒引当金	7,010	賞与引当金	1,266
	△972	事業構造改善引当金	208
		新潟水保病関連引当金	149
		その他	4,608
固定資産	581,038	固定負債	274,409
有形固定資産	375,721	社債	30,000
建物	40,036	長期借入金	178,635
構築物	15,255	再評価に係る繰延税金負債	39,384
機械及び装置	63,721	退職給付引当金	17,742
車両運搬具	146	その他	8,648
工具、器具及び備品	5,583		
土地	241,999	負債合計	564,972
建設仮勘定	8,979		
無形固定資産	9,463	<b>(純資産の部)</b>	
借地権	7,181	株主資本	226,181
ソフトウェア	1,997	資本剰余金	140,564
その他	286	資本準備金	60,705
投資その他の資産	195,854	資本剰余金	25,139
投資有価証券	36,731	その他資本剰余金	35,566
関係会社株	125,618	利益剰余金	25,061
関係会社出資金	813	利益準備金	3,401
長期貸付金	11,012	その他利益剰余金	21,660
長期前払費用	2,325	固定資産圧縮積立金	387
繰延税金資産	2,064	別途積立金	5,000
その他	15,620	繰越利益剰余金	16,273
貸倒引当金	2,048	自己株式	△149
	△376		
		評価・換算差額等	31,912
		その他有価証券評価差額金	4,158
		繰延ヘッジ損益	191
		土地再評価差額金	27,562
		純資産合計	258,093
資産合計	823,065	負債純資産合計	823,065

# 損益計算書 (平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		577,725
売 上 原 価		522,654
売 上 総 利 益		55,070
販売費及び一般管理費		47,365
営 業 利 益		7,705
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	12,815	
雑 収 入	4,900	17,715
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 出	4,495	
雑 支 出	3,713	8,208
経 常 利 益		17,213
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	3,650	
関係会社株式売却益	530	
契約解除補償金	756	
その他の特別利益	75	5,011
特 別 損 失		
固定資産除売却損失	1,278	
減 損 損 失	1,147	
関連事業損失	1,222	
事業構造改善引当金繰入額	208	
その他の特別損失	1,360	5,214
税引前当期純利益		17,010
法人税、住民税及び事業税	△650	
法人税等調整額	9,058	8,407
当 期 純 利 益		8,603

# 株主資本等変動計算書 (平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準備金	そ の 他 資本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合計	利 益 準備金	そ の 他 利益 剰 余 金	
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	
当 期 首 残 高	140,564	25,139	35,566	60,706	2,952	425	8
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					449		
固定資産圧縮積立金の取崩						△38	
特別償却準備金の取崩							△8
当 期 純 利 益							
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0			
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	449	△38	△8
当 期 末 残 高	140,564	25,139	35,566	60,705	3,401	387	-

(単位：百万円)

株 主 資 本			評価・換算差額等						純 資 産 計 合 計
利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	そ の 他 有 価 値 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 益	土 地 再 評 価 額	地 価 評 価 差 額 金	
別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金								
5,000	12,461	20,846	△145	221,970	1,120	△122	27,665	28,663	250,633
	△4,939	△4,490		△4,490					△4,490
	38	—		—					—
	8	—		—					—
	8,603	8,603		8,603					8,603
			△5	△5					△5
			1	1					1
	103	103		103					103
					3,038	313	△103	3,249	3,249
—	3,812	4,215	△4	4,211	3,038	313	△103	3,249	7,460
5,000	16,273	25,061	△149	226,181	4,158	191	27,562	31,912	258,093

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         |   |
| 満期保有目的の債券                  | 償却原価法   |
| 子会社株式会社及び関連会社株式            | 移動平均法に基づく原価法  |
| その他有価証券                    |   |
| 時価のあるもの                    | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)                         |
| 時価のないもの                    | 移動平均法に基づく原価法  |
| 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法        | 総平均法に基づく原価法<br>(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)                                     |
| 3. デリバティブの評価基準及び評価方法       | 時価法   |
| 4. 固定資産の減価償却の方法            |   |
| (1) 有形固定資産                 | 定額法   |
| (リース資産を除く)                 |   |
| (2) 無形固定資産                 | 定額法   |
| (リース資産を除く)                 | なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき5年の定額法によっている。                                   |
| (3) リース資産                  | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用している。                   |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。 |
| 5. 繰延資産の処理方法               | 開発費については、支出時に全額を費用として処理している。  |
| 6. 引当金の計上基準                |   |
| (1) 貸倒引当金                  | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。  |
| (2) 修繕引当金                  | 製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度末までに負担すべき金額を計上している。                          |
| (3) 賞与引当金                  | 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上している。                                    |
| (4) 事業構造改善引当金              | 当社の構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上している。   |
| (5) 新潟水俣病関連引当金             | 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に定める一時金の支出等に備えるため、その支出見込額を計上している。                     |

- (6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理している。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により翌事業年度から費用処理している。
7. 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。
8. 連結納税制度の適用 当事業年度より連結納税制度を適用している。

(会計方針の変更に関する注記)

減価償却方法の変更

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定額法を採用する一方、一部の有形固定資産については定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

この変更は、連結中期経営計画「PEGASUS(ペガサス)」を進め、事業再編及び事業構造の見直しを行うことにより、より安定した事業基盤が整備される中、新固定資産システムの導入を契機に減価償却方法を検討した結果、生産設備全般につき耐用年数にわたり均等に費用配分を行うことが当社の企業活動の実態をより適切に反映できると共に、経営管理の精度を高めることができると判断したためである。

これにより、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の減価償却費は1,271百万円減少し、営業利益は1,154百万円、経常利益及び税引前当期純利益は、1,161百万円増加している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	建物	5,064百万円	
	構築物	7,102百万円	
	機械及び装置	15,890百万円	
	工具、器具及び備品	831百万円	
	土地	115,585百万円	
	※関係会社株式	2,736百万円	
担保に係る債務の金額	上記有形固定資産には根抵当権を設定しており、担保に係る債務はない。		
	※関係会社の金融機関からの借入金2,880百万円に対する担保提供資産である。		
2. 有形固定資産の減価償却累計額		533,207百万円	
3. 保証債務等	関係会社等の借入金等に対する保証債務	20,773百万円	
4. 関係会社に対する短期金銭債権	88,128百万円	長期金銭債権	2,328百万円
関係会社に対する短期金銭債務	53,076百万円	長期金銭債務	29百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売上高	210,113百万円
	仕入高	81,938百万円
	営業取引以外の取引高	15,335百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

539,728株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

繰越欠損金	21,471百万円
有価証券評価減	8,130百万円
退職給付引当金	6,465百万円
固定資産減損処理	4,380百万円
その他	5,998百万円
繰延税金資産小計	46,445百万円
評価性引当額	△21,070百万円
繰延税金資産合計	25,375百万円

(繰延税金負債)

時価評価による簿価修正額	△3,083百万円
その他有価証券評価差額金	△2,766百万円
その他	△473百万円
繰延税金負債合計	△6,322百万円
繰延税金資産の純額	19,054百万円

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額	610百万円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	498百万円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の期末残高相当額	113百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	昭和電工HDシンガポール・ プライベート・リミテッド	(所有)	当社製品の販売	受取配当金	4,926	－	－
		直接 100.00%		債務の保証 (注1)	8,367	－	－
子会社	昭和電工HD山形株式会社	(所有) 直接 100.00%	当社製品の販売	受取配当金	2,016	－	－
子会社	エス・ディー・プリファード・ キャピタル・リミテッド	(所有)	新株予約権付 社債の発行	新株予約権付 社債の発行 (注2)	－	1年内償還予定の 新株予約権付社債	24,000
		直接 100.00%		支払利息	1,172	未払費用	231
子会社	昭和アルミニウム缶株式会社	(所有) 直接 100.00%	当社原材料の販売 商品の購入	受取配当金	2,832	－	－
関連会社	日本ポリエチレン株式会社	(所有) 間接 42.00%	当社製品の販売 製品の購入	エチレン等の販売 (注3)	34,008	売掛金	9,714
関連会社	サンアロマー株式会社	(所有) 間接 50.00%	当社製品の販売	プロピレン等の販売 (注3)	25,646	売掛金	9,820

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	NS スチレンモノマー株式会社	(所有) 直接 49.00%	当社製品の販売 製品の購入	分解ガソリン等の販売 (注3)	46,803	売掛金	9,820

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッドの金融機関等からの借入債務等につき債務保証を行っている。なお、取引金額には保証債務の期末残高を記載している。

(注2) 利率は市場金利を勘案して決定している。なお、取引金額は前期末残高からの増減額を記載している。

(注3) 販売価格は、市場価格を勘案して決定している。取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	172円46銭
1 株当たり当期純利益	5円75銭

(その他の注記)

1. 決算期末日満期手形の会計処理

当事業年度末日は銀行休業日であったが、同日満期となる手形については、決済が行われたものとして処理している。当事業年度末日満期手形は次のとおりである。

受取手形 30百万円

2. 手形債権の流動化

当社は手形債権の流動化を行っている。このため受取手形は5,081百万円減少し、資金化していない部分1,438百万円は未収入金に計上している。

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める、地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と  
再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額) 72,825百万円

4. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示している。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年2月7日

昭和電工株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三浦洋輔<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋山俊夫<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松木 豊<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和電工株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和電工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

連結注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、一部の有形固定資産の減価償却方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成26年2月7日

昭和電工株式会社  
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人  
 指定有限責任社員 公認会計士 三浦洋輔<sup>Ⓔ</sup>  
 業務執行社員  
 指定有限責任社員 公認会計士 秋山俊夫<sup>Ⓔ</sup>  
 業務執行社員  
 指定有限責任社員 公認会計士 松木 豊<sup>Ⓔ</sup>  
 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和電工株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は一部の有形固定資産の減価償却方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている株式会社への支配に関する基本方針及び各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。またそのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月12日

## 昭和電工株式会社 監査役会

常勤監査役 野村一郎 ㊟

常勤監査役 坂本明 ㊟

社外監査役 手塚裕之 ㊟

社外監査役 小原之夫 ㊟

社外監査役 武井聖美 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

当社は、配当につきましては、各期の収益状況および今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としております。

当期の期末配当につきましては、営業成績および今後の事業競争力、財務体質強化等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額4,489,719,594円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年3月28日

#### 2. その他の剰余金処分に関する事項

該当事項はありません。

### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)の任期が本総会終結の時をもって満了となるため、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職状況	所有する当社の株式数
1.	たかはしきょうへい 高橋 恭平 (昭和19年7月17日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年10月 日本ポリオレフィン株式会社企画部長 平成8年6月 モンテル・ジェイピーオー株式会社 取締役社長 平成11年6月 モンテル・エスディーケイ・サンライズ 株式会社取締役副社長 平成13年1月 サンアロマー株式会社取締役副社長 平成14年3月 当社常務取締役石油化学事業部門長 平成16年3月 同専務取締役 平成17年1月 同取締役社長 平成19年1月 同取締役社長兼社長執行役員 最高経営責任者(CEO) 平成23年1月 同取締役会長 現在に至る 重要な兼職の状況 一般社団法人日本化学工業協会会長	298,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職状況	所有する当社の株式数
2.	いしかわ ひでお 市川 秀夫 (昭和27年3月18日生)	昭和50年4月 当社入社 平成11年6月 モンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社ビジネスサポート部長 平成13年1月 サンアロマー株式会社ビジネスサポート部長 平成15年5月 当社戦略企画室長 平成18年1月 同執行役員戦略企画室長 平成20年3月 同取締役兼執行役員戦略企画室長 平成20年9月 同取締役兼執行役員HD事業部門長 平成22年1月 同取締役兼常務執行役員HD事業部門長 平成23年1月 同取締役社長兼社長執行役員最高経営責任者(CEO) 現在に至る	247,000株
3.	※ さかい しんじ 坂井 伸次 (昭和22年9月18日生)	昭和46年7月 当社入社 平成12年3月 同エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成14年3月 同参事エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成16年3月 同執行役員エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成17年1月 同執行役員エレクトロニクス事業部門副事業部門長 平成17年3月 同取締役エレクトロニクス事業部門副事業部門長 平成19年1月 同取締役兼執行役員エレクトロニクス事業部門長 平成20年1月 同取締役兼常務執行役員エレクトロニクス事業部門長 平成20年9月 同取締役兼常務執行役員 平成22年1月 同取締役兼専務執行役員戦略企画室、中国室担当 平成23年1月 同取締役 平成23年1月 昭光通商株式会社特別顧問 平成23年3月 同取締役社長兼社長執行役員(現職)(平成26年3月27日退任予定) 現在に至る	93,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職状況	所有する当社の株式数
4.	こいぬま あきら 鯉沼 晃 (昭和26年8月20日生)	昭和50年4月 当社入社 平成11年6月 日本ポリオレフィン株式会社大分工場生産技術部長 平成13年10月 同社大分工場長 平成15年8月 当社石油化学事業部門大分生産・技術統括部製造グループ長 平成17年7月 同技術本部生産技術部長 平成18年1月 同技術本部生産技術室長兼生産技術センター長 平成20年1月 同執行役員技術本部副本部長 平成22年1月 同執行役員生産技術本部長 平成23年3月 同取締役兼執行役員生産技術本部長 平成24年1月 同取締役兼常務執行役員生産技術本部長 平成25年1月 同取締役兼常務執行役員 生産技術部、エネルギー・電力部、SPS改革推進部、CSR部管掌 最高技術責任者(CTO) 現在に至る	203,000株
5.	ふくだ しゅんじ 福田 俊司 (昭和28年12月12日生)	昭和51年4月 当社入社 平成8年7月 モンテル・ジェイピーオー株式会社 開発営業本部営業部長 平成11年6月 モンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社アドバンスマテリアル事業部マーケティングマネージャー兼キャタロイ開発部長 平成13年1月 サンアロマー株式会社ポリプロピレン事業部第2営業部長 平成15年6月 同社企画管理部ゼネラルマネージャー 平成16年3月 同社取締役副社長 平成18年1月 当社エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス営業本部長 平成20年1月 同執行役員エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス営業本部長 平成20年9月 同執行役員エレクトロニクス事業部門長 平成23年1月 同執行役員 平成23年3月 同取締役兼執行役員 平成25年1月 同取締役兼執行役員 産業ガス事業部、基礎化学品事業部、戦略企画部管掌 現在に至る  重要な兼職の状況 昭和電工管理(上海)有限公司董事長 ユニオン・ヘリウム株式会社取締役社長	114,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職状況	所有する当社の株式数
6.	あまの まさる 天野 賢 (昭和27年8月29日生)	昭和51年4月 当社入社 平成17年1月 同ビジネス・サポート・センター 人事業務グループ長 平成18年1月 同人事室長 平成21年1月 同執行役員人事室長 平成23年1月 同執行役員総務室長 平成25年1月 同執行役員 平成25年3月 同取締役兼執行役員 内部監査部、 法務・知的財産部、総務・人事部、 購買・SCM部管掌 最高リスク管理責任者(CRO) 現在に至る	56,000株
7.	※ むとう さぶろう 武藤 三郎 (昭和29年1月15日生)	昭和51年4月 当社入社 平成16年3月 同ビジネス・サポート・センター 経理グループ長 平成18年1月 同経理室長 平成22年1月 同コーポレートフェロー経理室長 平成23年1月 同執行役員財務室長 平成25年1月 同執行役員財務・経理部長 平成26年1月 同執行役員財務・経理部長 情報システム部管掌 最高財務責任者(CFO) 現在に至る	43,000株
8.	あきやま ともふみ 秋山 智史 (昭和10年8月13日生)	昭和34年4月 富国生命保険相互会社入社 昭和57年5月 同社財務部長 昭和59年7月 同社取締役 平成元年3月 同社常務取締役 平成10年7月 同社取締役社長 平成20年3月 当社取締役(現職) 平成22年7月 富国生命保険相互会社取締役会長(現職) 現在に至る  重要な兼職の状況 富国生命保険相互会社取締役会長	0株
9.	もりた あきよし 森田 章義 (昭和16年8月23日生)	昭和42年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ 自動車株式会社)入社 平成6年9月 同社取締役 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成12年6月 愛知製鋼株式会社取締役副社長 平成16年6月 同社取締役社長 平成20年6月 同社取締役会長 平成23年6月 同社相談役(現職) 平成24年3月 当社取締役(現職) 現在に至る	50,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. ※印を付した坂井伸次、武藤三郎の両氏は新任候補者であります。  
 3. 秋山智史、森田章義の両氏は社外取締役候補者であり、両氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。  
 (1) 秋山智史氏  
 生命保険会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識に基づき、就任以来当社の経営に対し有益な助言をいただいております、社外取締役として適任であると考えております。  
 (2) 森田章義氏  
 自動車および特殊鋼製造会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識に基づき、就任以来当社の経営に対し有益な助言をいただいております、社外取締役として適任であると考えております。  
 4. 秋山智史氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。  
 5. 森田章義氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。  
 6. 秋山智史、森田章義の両氏と当社は、定款の定めに基づき損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。  
 7. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、秋山智史、森田章義の両氏を一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役小原之夫氏の任期が本総会終結の時をもって満了となるため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職状況	所有する当社の株式数
おばら ゆきお 小原之夫 (昭和22年2月8日生)	昭和44年7月 株式会社富士銀行入行 平成8年6月 同社取締役ロンドン支店長 平成9年5月 同社取締役本店第二営業部長 平成11年5月 同社常務取締役アセットマネジメントグループ長 平成14年4月 株式会社みずほホールディングス取締役副社長 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長 平成15年3月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取 平成16年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常勤監査役 平成17年6月 みずほ情報総研株式会社取締役社長 平成22年3月 昭栄株式会社取締役会長 平成22年3月 当社監査役(現職) 現在に至る	0株

- (注) 1. 小原之夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小原之夫氏は、社外監査役候補者であり、同氏を社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。

金融機関の経営に長年携わるとともに、コンサルタント事業会社の経営に携わり、その幅広い経験と見識に基づき、就任以来当社の業務執行の適正性確保に対し、有益な助言をいただけており、社外監査役として適任であると考えております。
3. 小原之夫氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 小原之夫氏が社外取締役を兼任いたしております日本精工株式会社は、同氏の社外取締役就任以前の平成23年7月に、ベアリング(軸受)製品の取引に関し独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。その後、平成25年2月に東京地方裁判所において罰金刑を言い渡され、平成25年3月には、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

また、同社の子会社である株式会社天辻鋼球製作所は、平成26年1月に、ベアリング用鋼球製品の取引に関して、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。

そのほか、北米、欧州、その他の各国において、日本精工株式会社の海外子会社が関係当局による競争法に関する調査を受けており、日本精工株式会社は、平成25年9月に米国司法省との間で罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意したほか、平成26年1月にカナダ競争法違反により同国裁判所から罰金の支払を命じられました。

同氏は、平成24年6月に社外取締役に就任して以降、これらの事実関係の究明に加え、取締役会における継続的なモニタリングおよび再発防止のための適切な措置を講ずることを求めるとともに、コンプライアンスの強化、徹底のための助言、注意喚起を行うなど、日本精工株式会社グループの信頼回復に努めております。
5. 小原之夫氏と当社は、定款の定めに基づき損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、小原之夫氏を一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

#### 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)の更新の件

当社は、平成23年3月30日開催の当社第102回定時株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)」(以下、「現対応方針」といいます。)の更新についてご承認をいただいております。現対応方針の有効期間が本総会終結の時をもって満了となるにあたり、検討を進めてまいりましたが、引き続き当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社定款第18条の規定に基づき、次のとおり現対応方針を更新したく(以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。)、ご承認をお願いするものであります。なお、本対応方針は現対応方針からの実質的変更はありません。

##### I 本対応方針導入の目的

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
当社は、当社の株主は市場における当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、特定の者による当社株式の大規模買付行為に関する提案がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる十分な情報提供がなされ、かつ熟慮に必要な十分な時間が与えられたうえで、当社株式を保有する株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高

値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資することに於かないものもあります。

当社は、特定の者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるものであるか否かについて、株主の皆様が、当該買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことが望ましいと考えております。一方で、上記の例に該当するような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する取り組み

### (1) 当社グループの経営理念と企業価値の源泉

当社グループは、グループ経営理念「社会的に有用かつ安全でおお客様の期待に応える製品・サービスの提供により、企業価値を高め、株主にご満足いただくと共に、国際社会の一員としての責任を果たし、その健全な発展に貢献します。」のもと、豊かさを持続性の調和した社会の創造に貢献する「社会貢献企業」の実現を目指しております。

当社グループは、日本で初めてアルミニウムの商業生産を開始し、また国産法による硫酸肥料生産に成功するなど、創業当時より時代を切り開くパイオニア企業として、有機化学、無機化学、アルミニウム加工等を基幹技術に事業を展開してまいりました。これらの異なる基幹技術を深化・融合させることにより創出した他社にない技術力、開拓者精神に溢れ独創性を追求する従業員が、当社グループの企業価値の源泉であり、当社グループは、個性的で競争優位性を持つ技術や製品を開発・提供することにより企業価値を高め、「個性派化学」として市場から高い評価をいただいております。また、製品・サービスの提供、環境への取り組みや地域活動等を通じて株主の皆様、お客様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様にご信頼いただくことにより良好な関係を築き上げ、その維持、発展に努めており、これらは、「社会貢献企業」の実現を目指すうえで損なうことのできない貴重な財産と考えております。

### (2) 連結中期経営計画「PEGASUS(ペガサス)」

当社グループは、平成23年1月からスタートした5ヵ年の連結中期経営計画「PEGASUS(ペガサス)」において、「エネルギー・環境」と「情報・電子」の2つの中核事業領域を設定し、ハードディスクと黒鉛電極を主力事業とする基本戦略のもと、「個性派化学」をさらに進化させ、強力かつ多様な事業群をグローバルに展開することにより、各市場におけるリーディングポジションの確立を目指しております。

平成25年までの3年間では、ハードディスク、黒鉛電極への積極的な投資、石油化学事業の競争力強化、アルミニウム事業における高付加価値事業への特化など事業強化策を着実に実施するとともに、先端電池材料、高純度ガス等の育成、成長事業の強化に努めてまいりました。

平成26年からの2年間(フェーズⅡ)においては、「グローバル戦略」と「多様化(ダイバーシティ推進)戦略」をより明確に経営方針の両輪と位置づけるとともに、目指す事業ポートフォリオの見直しを行い、アジアを中心とする海外展開の加速、安定的な収益基盤となる事業の収益性向上、定常的、戦略的コストダウンの徹底、M&A、アライアンスによる新規事業機会の獲得を実行してまいります。これらの取り組みにより、主力事業であるハードディスク、黒鉛電極の収益性向上、成長事業に位置づけるアル

ミ缶、高純度アルミ箔、高純度ガス、機能性化学品の事業拡大、基盤(安定)事業に位置づける石油化学、基礎化学品・産業ガス、レアアース、ショウテック等の収益性回復を図ってまいります。さらに、研究開発においてはハードディスク、機能性化学品等の現行事業の拡大、パワー半導体用SiCエピタキシャルウェハー、燃料電池等の新規(育成)事業の強化などテーマを厳選して経営資源を投入してまいります。

### (3) CSR経営の遂行

当社グループは、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築きあげていくことが、企業価値の持続的向上のために必要不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化、レスポンシブル・ケアの徹底および社会との関わりを深化する経営の重要課題と認識しております。

#### ① コーポレート・ガバナンスの強化

(ア) 経営の監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするために執行役員制度を導入し、社長と管掌執行役員により構成されるトップマネジメントにより、経営の意思決定の迅速化と活性化を図っています。また、社外取締役2名の選任により取締役会の独立性、経営の監督機能を強化しています。

(イ) コンプライアンスとリスク管理の強化、情報開示の強化をさらにすすめます。

#### ② レスポンシブル・ケアの徹底および社会との関わりを深化

(ア) レスポンシブル・ケア活動を通じて、製品の開発から製造、物流、使用、廃棄に至る全ライフサイクルで環境・安全・健康に配慮し、信頼される製品およびサービスを提供することを追求しています。

(イ) 株主の皆様、お客様、お取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、地域との対話等に取り組んでいます。

当社グループは、企業価値の源泉により確立した「個性派化学」を時代のニーズに応えるべく進化させ、連結中期経営計画「PEGASUS(ペガサス)」の完遂と、CSR経営の遂行により、企業価値ひいては株主共同の利益の持続的向上に努めてまいります。

### 3. 本対応方針の目的と概要

#### (1) 本対応方針の目的

本対応方針は、上記1. に述べた基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

すなわち、当社取締役会は、当社株券等に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するための情報を得ること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは、その性質上企業価値に対する脅威となる買収を阻止すること等により、当社の企業価値の向上に資せず、株主共同の利益に反する買付行為を防ぐための一定のルールが引き続き必要であると考へ、本更新を行うこととしました。

現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為等の具体的提案を受けている事実はありません。

また、平成25年12月31日現在における当社の上位10名の株主の状況は、下表に記載のとおりです。

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	千株 84,285	% 5.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	56,329	3.76
富国生命保険相互会社	55,168	3.69
株式会社損害保険ジャパン	36,868	2.46
第一生命保険株式会社	36,000	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	27,407	1.83
明治安田生命保険相互会社	26,447	1.77
昭和電工従業員持株会	24,781	1.66
日本生命保険相互会社	23,298	1.56
株式会社みずほ銀行	20,000	1.34

## (2) 本対応方針の概要

### ① 独立委員会の設置

本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の実施または不実施等の判断に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性および合理性を担保するため、当社の常設機関として、当社取締役会において定める独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役および弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務または当社の業務領域に精通している者、社外の経営者等の社外有識者の中から選ばれた者がこれに就任いたします(本対応方針更新時の独立委員会委員の候補者の略歴等については、別紙1に記載のとおりです。)

### ② 手続の概要

本対応方針は、(ア)本対応方針の適用の対象となる大規模買付行為等を行おうとする者(大規模買付行為等を行おうとする者に該当すると当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認した者を除きます。以下、「対象買付者」といいます。)が、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供するなど本対応方針に定める手続を遵守しなければならないこと、(イ)対象買付者から提供された情報等に基づき、または対象買付者からの情報提供の有無または程度に基づき、独立委員会が対抗措置の発動または不発動等に関する勧告を行うこと、(ウ)当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断した場合等には、一定の対抗措置の発動を決議すること、(エ)当社取締役会は、一定の場合に、対抗措置の発動の是非について、株主の皆様の意思を確認するための総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)での株主承認を求めることがあること、(オ)当社取締役会によって対抗措置を発動しない旨の決議が行われた後でなければ、対象買付者は大規模

買付行為等に着手することができないこと等をその内容としております。

③ 対抗措置の概要

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、また、株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置を発動する旨の決議を行う場合には、その決議に基づき、新株予約権無償割当て(会社法第277条以下)の方法による一定の日における全ての株主の皆様に対する新株予約権の割当て(当該新株予約権の内容については下記Ⅱ3. をご参照ください。)、その他法令もしくは当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うこととします。

## Ⅱ 本対応方針の内容

### 1. 本対応方針の手続

#### (1) 大規模買付行為等

本対応方針の適用の対象となる「大規模買付行為等」とは、以下の行為(ただし、当社が予め取締役会決議により同意したものを除きます。)をいいます。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>注1</sup>について、保有者<sup>注2</sup>の株券等保有割合<sup>注3</sup>が20%以上となる買付けその他これに類似する行為(以下、「買付け等」といい、当社取締役会がこれに該当すると認めた場合を含みます。)
- ② 当社が発行者である株券等<sup>注4</sup>について、公開買付け<sup>注5</sup>後の株券等所有割合<sup>注6</sup>が20%以上となる当社の株券等の公開買付け

- (注) 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。以下、本②において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいいます。以下、同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。ただし、公開買付者(金融商品取引法第27条の3第2項)の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))をいいます。)の株券等所有割合との合計とします。以下、同じとします。

#### (2) 対象買付者に対する意向表明書提出および本必要情報提供の要求

当社取締役会は、大規模買付行為等の着手または開始に先立ち、対象買付者に、対象買付者およびそのグループの概要、大規模買付行為等の目的、方法および内容ならびに大規模買付行為等の着手または開始に際し本対応方針に定める手続を遵守する旨の表明保証文言、違反した場合の補償文言その他の誓約文言等を記載した当社所定の書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出していただきます。

そのうえで、対象買付者に、大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するために必要な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を記載した書面を、当社取締役会に対し提出していただきます。本必要情報の内容につきましては、対象買付者より開示された対象買付者およびそのグループの概要ならびに大規模買付行為等の目的、方法および内容によって異なり得ますので、当社取締役会は、対象買付者による意向表明書の提出後10営業

日(「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいうものとします。以下、同じとします。)以内に、本必要情報のリストを作成し、対象買付者に対し提示することとします。

なお、本必要情報の内容は、概ね以下の項目からなるものとします。

- ① 対象買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、事業内容(当社の事業と同種の事業についての経験、業績等に関する情報を含みます。)、経歴、沿革、企業統治(ガバナンス)システム、企業の社会的責任(CSR)への取組状況、資本構成、財務内容等)
- ② 大規模買付行為等の目的、方法および内容(大規模買付行為等における当社株券等の取得対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実行の確実性の程度等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為等における当社株券等の取得対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容およびその算定根拠、現金以外の対価をもって大規模買付行為等を行う場合は対価の価額に関する情報等を含みます。)
- ④ 大規模買付行為等における当社株券等の取得資金の裏付け(大規模買付行為等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(当社株券等の追加取得または処分(上場廃止の予定の有無を含みます。))、当社事業・資産等の売却・処分、当社を当事会社とする合併、分割または株式交換・移転および会社更生、清算等についての予定の有無を含みます。)
- ⑥ 大規模買付行為等の後における当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社の利害関係者の処遇方針
- ⑦ 大規模買付行為等の後における当社の他の株主との間の利益相反がある場合は、それを回避する具体的方策
- ⑧ 大規模買付行為等を実行するにあたって対象買付者において法令(外国の法令を含みます。)に基づく行政庁その他公的機関の許可、認可、承認その他これらに類するものを必要とする場合には、かかる必要な手続および根拠法令(外国の法令にあつては当該法令の日本語訳を含みます。)
- ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、対象買付者から上記各情報を受領した場合には、すみやかに独立委員会に対して当該情報を提供します。

独立委員会は、対象買付者から提供された情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると合理的に認めた場合には、合理的な期限(60日を上限とします。)を定めたうえで、当社取締役会を通じて対象買付者に対し追加的に書面による情報提供を求めます。この場合、対象買付者においては、当該期限までに、要求された本必要情報を追加的に書面にて提出していただきます。

なお、対象買付者が提出した意向表明書および本必要情報は、株主の皆様への判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で株主の皆様に対して情報開示を行います。

(3) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

対象買付者から意向表明書および本必要情報の提供がなされた場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要と認める情報をその作成・提供のために合理的に必要と独立委員会が認める期間内(原則として、全ての本必要情報が記載されたと独立委員会が判断する内容を有する大規模買付行為等に関する書面による提案(以下、「買収提案」といいます。))を当社取締役会が受領した時から起算して60日を上限とします。))に、提供するよう要求することがあります。

(4) 独立委員会による検討・評価等

当社取締役会は意向表明書および買収提案を受領した場合、上記(3)という情報提供の要求を独立委員会から受けているか否かを問わず、当該買収提案をすみやかに独立委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、当社取締役会が相当と判断した場合には、すみやかに、当該付議の事実および買収提案の概要、以下に定める本評価期間の開始日および終了予定日その他取締役会が相当と認める事項につき、株主の皆様に対して情報開示を行います。

独立委員会は、当該買収提案を検討し、当社取締役会が買収提案を受領した時から起算して、原則として60日(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合)または90日(左記以外の大規模買付行為等の場合)(ただし、独立委員会が合理的に必要と認めた場合は、独立委員会の決議により30日を上限として延長することができるものとします。当社取締役会は、かかる延長がなされた場合には、すみやかに、当該延長の理由およびその期間について、株主の皆様に対して情報開示を行います。以下、当該期間を「本評価期間」といいます。)以内に、大規模買付行為等に対して対抗措置(対抗措置の具体的内容については下記3.をご参照ください。)を発動するか否かに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するため、独立委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

また、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、買収提案の評価、検討を行い、大規模買付行為等の内容を改善させるために、必要と認めるときは、対象買付者と協議・交渉等を行うものとし、独立委員会はかかる協議・交渉等の経緯および結果も踏まえて上記検討を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要であると判断する場合には、対象買付者と直接または間接に協議・交渉等を行うことがあります。

(5) 独立委員会による勧告

独立委員会は、以下の基準に従って、対抗措置(対抗措置の具体的内容については下記3.をご参照ください。)を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告をします。対象買付者は、当該独立委員会の勧告または株主意思確認総会の決議を受けて、当社取締役会が対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等に着手することができないこととします。

- ① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合  
独立委員会は、買収提案の検討の結果、買収提案が下記2. に定める(1)または(2)の対抗措置発動の要件のいずれかに該当する場合は、本評価期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。なお、独立委員会は、予め当該発動に関して株主の皆様の意思を確認するべき旨の留保を当該勧告に付すことができるものとします。
  - ② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合  
独立委員会は、買収提案を検討した結果、大規模買付行為等が下記2. に定める(1)または(2)の対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合は、本評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の不発動を勧告します。  
ただし、当該勧告後において、判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、または当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、その結果独立委員会が下記2. に定める(1)または(2)に定める対抗措置発動の要件のいずれかに該当すると判断した場合には、対抗措置の発動を含む勧告を改めて行うことを妨げないものとします。
  - ③ 対抗措置の発動の中止等の勧告  
独立委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した場合その他大規模買付行為等がなされなかった場合、または、判断の前提となった事実関係に変動が生じもしくは当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、下記2. に定める(1)または(2)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告するものとします。
- (6) 独立委員会による勧告の開示  
当社取締役会は、独立委員会による勧告を受けた場合、当該勧告の内容およびその判断の理由の概要ならびに当社取締役会または独立委員会が開示することが適切であると判断した事項について、当社取締役会または独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。
- (7) 取締役会の決議  
当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置をとるか否かの決議または対抗措置発動の中止等を行うか否かの決議をすみやかに行うものとします。ただし、下記(8)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、すみやかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。  
ただし、当社取締役会が対抗措置発動の決議を行った後にこれを中止等することができる期限は、対抗措置発動日(対抗措置として新株予約権の無償割当ての方法をとった場合には新株予約権の割当て基準日)から起算して5営業日前までとします。
- (8) 株主意思確認総会の開催  
当社取締役会は、対抗措置の発動勧告について、上記(5)①に従い、独立委員会が対抗措置の発動に関して予め株主の皆様の意味を確認するべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、善管注意義務に照らし株主の皆様の意味を確認することが適切と判断する場合には、実務上可能な限りすみやかに株主意

思慮確認総会を開催し、対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

## 2. 対抗措置の発動要件

### (1) 本対応方針が遵守されなかった場合

対象買付者から、本必要情報が提供されず、また提供された場合(独立委員会から追加の要求により、提供された場合を含みます。)であってもこれが不十分であると独立委員会が合理的に判断した場合その他対象買付者が本対応方針に定める手続に違反した場合には、原則として、上記Ⅱ1. (7)に記載される当社取締役会の決議により、下記3. に定める本新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置(以下、「対抗措置」といいます。)を行います。

### (2) 本対応方針に定める手続が遵守された場合

本対応方針に定める手続が遵守された場合は、原則として対抗措置の発動は行われたいものとします。ただし、本対応方針に定める手続が遵守されていた場合であっても、対象買付者による買収提案の内容が以下の要件のいずれかに該当し、かつ、そのような措置をとることが相当と認められる場合は、上記Ⅱ1. (7)に記載される当社取締役会の決議により、対抗措置を行います。

- ① 次に掲げる、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断される場合
  - (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っている場合(いわゆるグリーンメイラーである場合)
  - (イ) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を対象買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っている場合
  - (ウ) 会社経営を支配した後、当社の資産を対象買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の大規模買付行為等を行っているとして判断される場合
  - (エ) 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っているとして判断される場合
- ② 対象買付者の提案する当社株券等の買付け等の方法が強圧的二段階買収(最初の買付け等の段階で全株券等の買付け等を勧誘することなく二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。)など、株主の皆様にご当社株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付け等であると判断される場合
- ③ 買収提案の条件(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度、大規模買付行為等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、

当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策等を含みます。)が、当社の本源的価値に照らし不十分または不適当であると合理的に判断される場合

- ④ 当社および当社グループの有形無形の経営資源、従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の利益を損なうことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損ねる重大なおそれがあると合理的に判断される場合

### 3. 対抗措置(新株予約権無償割当て等)の内容

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動の是非に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重したうえで、また、株主意思確認総会が開催され、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動が承認された場合は当該決議に従い、当社取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うことができるものとします。

なお、具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙2に定めるとおりとします(以下、別紙2に定める内容の新株予約権を「本新株予約権」といいます。)

### 4. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、平成25年12月期(2013年度)の事業年度に関する定時株主総会終結の時から平成28年12月期(2016年度)の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、当該定時株主総会の終結時に買取提案を行っている者または当社の支配株式(株券等保有割合が20%以上となる数量の株券等をいいます。)の取得を企図する者であって取締役会にて定める者が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されません。

### 5. 本対応方針の廃止および変更

本対応方針の導入後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆様のご意向に沿ってこれを廃止させることが可能です。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、本対応方針の実質的変更に至らない限度で、独立委員会の承認を得たうえで、本対応方針を変更・修正することができるものといたしますが、かかる変更・修正を行った場合は、すみやかにその情報を開示いたします。

## Ⅲ 本対応方針の合理性

当社では、本対応方針の設計に際して以下の点を十分考慮しており、上記Ⅰ

1. の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### (1) 買取防衛策に関する指針の適合性

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買取防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買取防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

(2) 株主意思の反映(サンセット条項)

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として更新することとしています。また、当社取締役会は、一定の場合に、対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において、株主の皆様のご意思を確認することとしています。さらに、本対応方針の有効期間は、平成28年12月期(2016年度)に関する定時株主総会の終結の時までの3年間としており、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能です。さらに、当社定款上取締役の任期は1年でありますので、たとえ本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能であり、株主の皆様のご意向が最大限反映されることとなっております。

(3) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅱ5. 「本対応方針の廃止および変更」にて記載したとおり、本対応方針は、いつでも当社株主総会の承認決議または当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社定款上取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

(4) 独立性の高い者による判断の重視

本対応方針の更新にあたっては、I3. (2)記載のとおり、当社取締役会による恣意的判断を排除し、本対応方針を適正に運用するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会を設置しています。

当社に対して大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断し、当社取締役会は、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定することとします。

独立委員会は、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ適時適切に情報開示をするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本対応方針の透明性の高い運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 客観的要件の設定

本対応方針は、上記Ⅱ2. 「対抗措置の発動要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されているものであります。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本対応方針は、上記Ⅱ 1. (4)「独立委員会による検討・評価等」にて記載したとおり、対象買付者が出現した場合には、独立委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

IV 株主および投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんが、株主および投資家の皆様の権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)②に定める本新株予約権の行使手続を経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する手続をとった場合には、株主の皆様は、下記(3)②の手続を経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応方針に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても本新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。その場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を蒙る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主および投資家の皆様に必要となる手続

① 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社は、本新株予約権の割当てを受けられる株主を特定する割当て期日を公告いたします。割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が無償にて割り当てられることにより、それらの株主の皆様には、申込み手続を要することなく、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および、株主の皆様ご自身が別紙 2. (3)(本新株予約権の行使条件)①の(ア)ないし(カ)に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言、その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、発行される株式 1 株当たり金 1 円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個当たり原則として 1 株(ただし、本新株予約権無償割当て決議で別段の定めをする場合はその株式数)の当社普通株式が発行されます。

③ 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、かかる本新株予約権を保有する新株予約権者にその旨通知またはこれに代えてその旨の公告を行なったうえで、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権を取得します。

当社が、本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付する手続をとったときは、対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、本新株予約権 1 個当たり原則として 1 株(ただし、本新株予約権無償割当て決議で別段の定めをする場合はその株式数)の当社普通株式を受領することになります。なお、この場合、対象となる株主の皆様には、別途ご自身が別紙 2. (3)①の(ア)ないし(カ)に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使方法、当社による取得の方法等の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 独立委員会委員の候補者およびその略歴(50音順)

小原 之夫(おばら ゆきお)

昭和44年 7月 株式会社富士銀行入行  
 平成 8年 6月 同社取締役ロンドン支店長  
 平成 9年 5月 同社取締役本店第二営業部長  
 平成11年 5月 同社常務取締役アセットマネジメントグループ長  
 平成14年 4月 株式会社みずほホールディングス取締役副社長  
 平成15年 1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長  
 平成15年 3月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取  
 平成16年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常勤監査役  
 平成17年 6月 みずほ情報総研株式会社代表取締役社長  
 平成22年 3月 昭栄株式会社取締役会長  
 平成22年 3月 当社社外監査役(現職)  
 平成24年 6月 日本精工株式会社社外取締役(現職)

齋藤 聖美(さいとう きよみ)

昭和48年 4月 株式会社日本経済新聞社入社  
 昭和50年 9月 ソニー株式会社入社  
 昭和59年 8月 モルガンスタンレー投資銀行入行  
 平成 2年 1月 同社エグゼクティブディレクター  
 平成12年 4月 株式会社ジェイ・ボンド(現 ジェイ・ボンド東短証券株式会社)  
 代表取締役社長(現職)  
 平成23年 4月 東短インフォメーションテクノロジー株式会社代表取締役社長(現職)  
 平成24年 3月 当社社外監査役(現職)  
 平成24年 6月 株式会社東芝社外取締役(現職)

手塚 裕之(てづか ひろゆき)

昭和61年 4月 第一東京弁護士会登録  
 西村真田法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所  
 平成 4年 9月 クリアリー・ゴットリーブ・スティーン・アンド・ハミルトン  
 法律事務所(ニューヨーク)勤務  
 平成 5年 1月 ニューヨーク州弁護士登録  
 平成 5年 6月 西村真田法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)  
 パートナー弁護士として復帰(現職)  
 平成18年 1月 Inter-Pacific Bar Association, Committee  
 Vice-Chairperson, Dispute Resolution and Arbitration  
 平成19年 1月 国際法曹協会 (IBA)、仲裁委員会 (Arbitration Committee)、  
 Vice-Chair  
 平成20年 3月 当社社外監査役(現職)  
 平成21年 5月 平成21年司法試験(新司法試験) 考査委員(商法)  
 平成21年12月 平成22年度司法試験(旧司法試験第二次試験) 考査委員(商法)  
 平成22年 4月 MS & ADインシュアランス グループ ホールディングス  
 株式会社社外監査役(現職)  
 平成25年 4月 国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究所  
 みなし専任実務家教員(客員教授)(現職)  
 平成26年 1月 公益社団法人日本仲裁人協会常務理事(現職)

※当社は、上記の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として  
 指定し同取引所に届け出ております。

## 本新株予約権の概要

1. 本新株予約権無償割当てに関する事項の決定
  - (1) 本新株予約権の内容および数
 

下記2. 記載の事項を含む内容の本新株予約権の無償割当て決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において、当社取締役会が定める一定の期日(以下、「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数の新株予約権を割り当てます。
  - (2) 割当て対象となる株主
 

割当て期日における最終の当社株主名簿に記録された株主(当社を除きます。)に対し、その有する当社株式1株に対し本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償割当てします。
  - (3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
 

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
2. 本新株予約権の内容
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の数
 

本新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は原則として当社普通株式1株とし、本新株予約権無償割当て決議により発行可能株式総数の範囲内で定めます。割当て期日以後、当社が株式の分割または併合を行う場合には、割当て株式数は、当社取締役会が適当と判断する数に調整されるものとします。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は金1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額とします。
  - (3) 本新株予約権の行使条件
    - ① (ア)特定大量保有者、(イ)上記(ア)の共同保有者、(ウ)特定大量買付者、(エ)上記(ウ)の特別関係者、(オ)上記(ア)ないし(エ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者または(カ)上記(ア)ないし(オ)に該当する者の関連者は、本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は、次のとおり定義されます。

    - ・「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者<sup>注1</sup>で、当該株券等に係る株券等保有割合<sup>注2</sup>が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。

(注) 1 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。  
2 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。
    - ・「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)
    - ・「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等<sup>注3</sup>を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有<sup>注4</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>注5</sup>が20%以上と

なる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。

- (注) 3 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいいます。  
4 これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。  
5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。ただし、公開買付者(金融商品取引法第27条の3第2項に規定する「公開買付者」をいいます。)の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、同項1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。)の株券等所有割合との合計とします。

・ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」注6をいいます。

(注) 6 会社法施行規則第3条第3項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいいます。

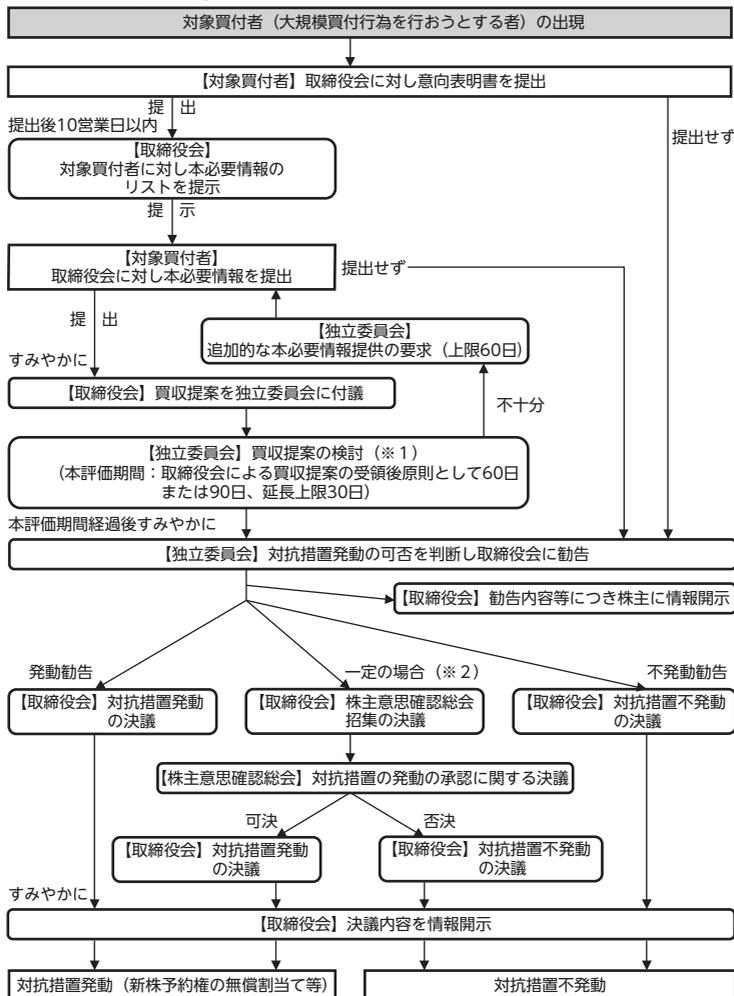
- ② 上記①にかかわらず、下記(ア)ないし(イ)のいずれかに該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- (ア) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する「子会社」をいいます。)
- (イ) 当社を支配する意図がなく上記①(ア)に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記①(ア)に定める特定大量保有者に該当することになった後10日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより、上記①(ア)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (ウ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記①(ア)に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得し、その結果再度特定大量保有者に該当することとなった場合を除きます。)
- (イ) その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(ただし、上記①(ア)ないし(ウ)に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと認めることができる場合に限り、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないことを確保するために一定の条件を付することができるものとします。)
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」といいます。)が本新株予約権を行使するに際し、(ア)所定の手続の履行もしくは(イ)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。)の充足、または(ウ)その双方(以下、これらを総称して「準拠法行使手続・条件」といいます。)が必要とされる場合(当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することを要する場合を含みます。)には、当該管轄地域に所在する本新株予約権者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されていると当社取締役

会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができるものとします。なお、当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する本新株予約権者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれらを履行または充足する義務は負わないものとします。また、当該管轄地域に所在する本新株予約権者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができません。

- ④ 本新株予約権者が上記の規定に従い本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定するものとします。
- (5) 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (6) 本新株予約権の取得条項
  - ① 当社は、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権(ただし、上記(3)の規定により本新株予約権を行使することができない者の有する本新株予約権を除きます。)の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。
  - ② 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。  
上記の詳細およびその他の取得条項については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定するものとします。ただし、対象買付者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として金銭の交付は行わないこととします。
- (7) 新株予約権証券の不発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないこととします。
- (8) その他の事項  
新株予約権の行使期間その他本新株予約権発行に関し法令上必要とされる事項については、本新株予約権無償割当て決議において定めます。
- (9) 法令の改正等による修正  
上記各項で引用する法令の規定は、平成26年2月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該法令の新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または修正するものとします。

手続の流れ

対象買付者の出現～対抗措置発動



※1 独立委員会は、当社取締役会に対して、当社取締役会による買収提案の受領後原則として60日以内に一定の情報提供の要求ができる。

※2 独立委員会が対抗措置の発動に関して予め株主の皆様意思を確認するべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、善管注意義務に照らし株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合

本フローチャートは本対応方針の概略をわかりやすく説明するために示したものであります。

以上

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. インターネットによる議決権行使について

議決権を書面に代えてインターネットにより行使することを希望される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) 当社の指定する「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使することができます。なお、携帯電話、PHSを用いたインターネットではご利用いただけません。  
「議決権行使ウェブサイト」 <http://www.it-soukai.com/>  
※接続先のアドレスが前回とは異なっておりますので、必ず上記URLよりログインしてください。
- (2) 同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにて「議決権行使ウェブサイト」にログインしていただき、画面の案内にしたがってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- (3) 行使期限である平成26年3月26日(水曜日)午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。同時刻までに行使を終える必要があるため、お早目の行使をお願いいたします。
- (4) 書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (5) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (6) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は、今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (7) インターネットへの接続等に係る費用は株主様のご負担となります。
- (8) 行使された情報が改ざん、盗聴されないよう暗号化(SSL128bit)技術を使用しております。

### (ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。取扱いにご注意をお願いいたします。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である みずほ信託銀行株式会社までお問い合わせください。

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
インターネットヘルプダイヤル(みずほ信託銀行 証券代行部)  
フリーダイヤル 0120-768-524(受付 平日午前9時から午後9時まで)
- (2) 上記(1)以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部  
フリーダイヤル 0120-288-324(受付 平日午前9時から午後5時まで)

# 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールB7



最寄駅 JR線(山手線・京浜東北線)有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩1分  
東京メトロ有楽町線 有楽町駅 D5出口より徒歩1分※  
※地下通路で東京国際フォーラム地下1階と連絡しています。

JR線東京駅丸の内南口(徒歩5分)、東京メトロ日比谷線日比谷駅(徒歩5分)、  
都営地下鉄三田線日比谷駅(徒歩5分)からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいます  
ようお願い申し上げます。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。